



4
No. 114

新入学の児童や、新しい幼稚園児たちの姿が目につく頃です。これらの幼い子供たちは、まだ交通ルールも十分に知っていませんし、安全能力も十分ではありません。あなたの安全運転で、しっかりと保護してあげましょう！！

- 鹿部村防犯協会設立にあたって
- 国民年金の保険料が4月から月2千7百30円になります
- まちどおしかった入園式
- 出かせぎに行く前に必ず届出を出しましょう
- 季節移動(出かせぎ)労働者傷害保険のご案内
- 春の交通安全道民総ぐるみ運動
- 「使う火を 消すまで離すな 目と心」(火災予防運動)
- 健康相談日程表

鹿部村

防犯協会設立に

あたって

昭和五十二年十二月十三日、かねてより設立の計画を致しておりました本村防犯協会の設立総会が開催されました。

村長を始め村議会議長、森警察署長、同防犯課長並びに本村各団体の会長各位の御集りを得て、設立に対する議案審議等が行われ立派に設立を見ることが出来、今後の本村防犯活動に大きな貢献があるものと信じております。

私共は、犯罪という言葉をよく口にしたり耳に致しますが、犯罪の真の意義はどういう事なのでしょう。か、少し堅苦しい言い方になりますが、「犯罪とは、刑罰を科せられる違法な行為をいうことであり、犯罪の実質的意義は社会生活の秩序を害する反社会的、反文化的行為であり、形式的意義としては刑罰法規に規定された構成要件に該当する有責な行為であります。」従って、本村防犯協会設立の目的ともなっている「犯罪のない明るい郷土社会の実現」のための防犯活動を行うと共に、各町内会及び各種団体が自主的に行う防犯活動

の指導育成に当たるほか、警察署の防犯活動と密接な連絡協調を図りもって、健全な社会秩序を確保するという事が切に望まれる所であります。

犯罪が地域住民に如何に物質的にも精神的にも悪影響を与えるものであるかという事を、私共は改めて見直し今後の問題として、住民総意をもってこれを防止に心掛ければならないと思います。

現在は、犯罪が発生して始めてこの事を論じ、或は批判し合うという事を見受けまますし、一般家庭などでは話題や批判こそすれ、自分達身近なことではなく他人ごとの様に、安易に片づけているように見受けられます。従って、「マサカうちの子供にかぎって……」とか「マサカ私の家の者はそんなことを……」といった安易感がまだまだ根強くあります。世の中「マサカ……」ということは何事もなく済みますことが出来れば、こんな良いことはなく、犯罪も起らない訳ですが、然し現今の実体は犯罪多発の一途をたどり、我々の身近

にまで及んでいるということをも十分に認識してほしいものであります。最近発生した中学生殺人事件などは、犯罪の低年化と共にあらゆる角度から、社会に大きなセンセーションを与えております。

犯罪の主たる発生原因を培っているのは、家庭にあるといつても過言ではないように思えます。総てとは言いませんが大半が家庭に於ける環境や幾多の原因が培養され、積み重ねられた素因をもつた者が社会に向って罪を犯かし非行に走るようになったり、またその

反対現象として、社会に対して反抗心を燃やし犯行を犯すという点が多く見られます。これ等に対する社会的立場にある人々も、又家庭に於ても犯罪行為に走りやすい人達に対し、時には厳正な態度で対応し、又時には愛情をこめた指導を行うべきであります。

然し斯る犯罪そのものに対処す

ることより以前に、未然の防止とその体制こそ最も大切なことであるります。

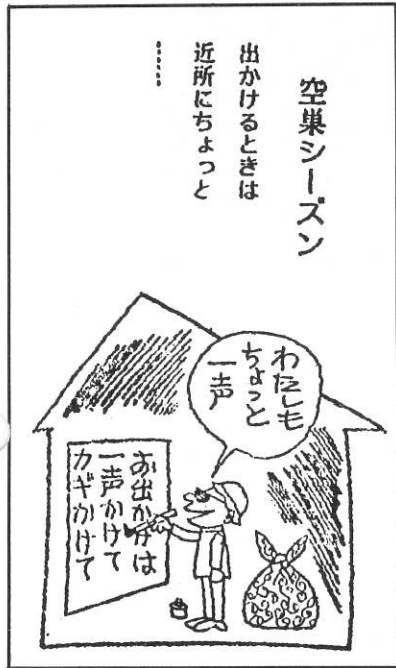
地域社会や、各々の家庭が共に協力し、犯罪に対する認識を深め、非行や犯罪のない明るい鹿部村となるよう努力して頂き度いと願うものであります。

本村防犯協会発足にあたり一言申し上げ、本防犯協会役員の方々を御紹介致します。

- 会長 山崎 篤也
- 副会長 山本 正志
- 理事 草野 豊次郎
- 理 事 盛田 元一
- 高田 幸三郎
- 古村 敏男
- 岩島 隆
- 滝村 虎雄
- 監 事 工藤 英三
- 川村 秀次
- 顧問 船橋 竹治郎

空巣シーズン

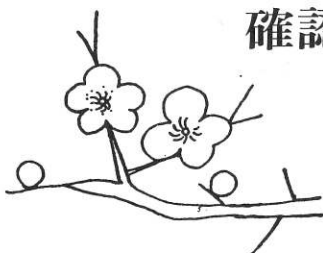
出かけるときは
近所にちよつと



確認をしてください!

未納を、そして納入を

税 産 税
保 定 資 産
固 道 民 税
村 自 動 車
軽 自 動 車



国民年金の保険料が四月から 月二千七百三十円になります

支給される国民年金は、その時の社会情勢や生活水準に見合ったものでなければ生活の役に立ちません。

このため、その時どきの社会情勢に合わせ、五年に一度は、年金額の見直しを行っているほか、毎年、物価の変動による見直しを行っています。

これらの年金給付は、みなさんが負担する保険料と国庫負担でまかなわれています。年金をまかなう財政は、現在のところまだ受給者も少なく、加入者八人に受給者一人の割合となり、比較的余裕があるように受けとられていますが、

近い将来受給者が急激に増加することが予想されていますので、その財源は今から準備しておくかなければなりません。

このような情勢の中で、現在の給付水準を改善することはもとより、将来、より多い年金を受けるためには保険料の引き上げがどうしても必要となります。また、この保険料は、加入者のみなさんの急激な負担増とならないように、毎年段階的に引き上げられています。

新年度の納付書には、新保険料額(二千七百三十円)を記載して送付しますので、御協力願います。

人権擁護委員 の紹介

五十三年四月一日付をもって、立部誠一氏(鹿部郵便局長)が法務大臣より人権擁護委員に再委嘱されました。

人権問題等について、お困りのことがありましたならば、お気軽にご相談下さい。

尚、鹿部村の人権擁護委員は、次のとおりです。

立部誠一(字鹿部) 電二三二五〇
川村太一(字本別) 電二三三九



まちどおしかった 入園式

四月十一日、しかべ幼稚園の入園式が行なわれました。

この日、幼稚園に入園したのは年少組九十九人、年長組に新しく十人の百九人です。式では年長組のお遊戯におよろこび、そのあと教室に入り、おやつなどをもらって楽しく一日をすごしました。

教職員の移動

(○印校長△印教頭)

◇来た先生

鹿部中○渡辺 健二(奥尻青苗中)

〃 針生 一良(松前中)

〃 野村 治男(八雲落部中)

鹿部小 菊地 寛之(八雲栄浜小)

〃 庭田万里子(南茅部磯谷小)

〃 千石喜美子(新規採用)

しかべ幼稚園

山崎 育野(新規採用)

◇行った先生

鹿部中○阿部島 純(福島中)

〃 △金谷 輝夫(奥尻青苗小)

〃 安藤 達也(大野中)

鹿部小 蝦名 満秋(森三倍小)

〃 水元 武夫(函館昭和小)

多賀谷 智(函館谷地頭小)

しかべ幼稚園

板坂 邦子(退職)

松居千枝子(退職)

村の人口(五三、二、二八現在)

() は前月比です

世帯数 一、二〇〇(世帯+1)

総人口 四、九七七人(-1)

男 二、四八一(-1)

女 二、四九六(○)



鹿部村における
出稼者の実態

出稼者数	百十六名
道内	五十七名
道外	五十九名
(うち管内四十四名)	
職 種	
水産業	六名
建設・土木業	九十七名
製造業	三名
サービス業	五名
その他	五名

(二月二十三日調)

出かせぎに行く前に 必ず届出を出しましょう

安心して就労するために

出稼ぎの一般心得

- (一)、出稼ぎに行くときは必ず役場に届出て「出稼労働者手帳」の交付を受けましょう。
- (二)、できるだけ知人、友人とグループをつくり、同じ事業所に就労しましょう。
- (三)、就労先は、役場民生課か地域の相談指導員に届け、留守のことを頼んで行きましょう。また、働く場所が変わった時も、連絡しましょう。
- (四)、労働条件は、「出稼労働者手帳」の「雇用通知書」に必ず書いてもらいましょう。
- (五)、印鑑は自分を証明する大切なものです。自分が保管し、みだりに他人に預けないようにしましょう。

トラブルの 事前防止のために

- (一)、就労する前に必ず事業主と雇用期間、賃金の締切日及び支払日を決めて「出稼労働者手帳」に記入してもらいましょう。
- (二)、就労前に仕事の内容や勤務時間及び休日を確認しておきましょう。

離職の際の 留意事項

- (三)、毎月の給料から差引かれる、食費、各種保険料等がどのくらいの額になるか確かめておきましょう。
- (四)、就労前に必ず労災保険に加入しているか、特に建設現場の場合は、元請会社の名称や工事の名称を「出稼労働者手帳」に記入しておきましょう。

離職の際の 留意事項

- 雇用期間が満了し帰郷する際には、次のことを明確にしておきましょう。
- ◎ 賃金は、帰郷前に全額支給を受けるようにし、後での賃金不払いのトラブルを防ぐよう心がけましょう。
- ◎ 何らかの事情で未払いがあるときは「出稼労働者手帳」の賃金未払確認書の欄に詳細を正確に記入押印を求め、支払いの送金方法はつきりしておきましょう。

『出稼労働者手帳』 をお忘れなく

季節移動労働者のみなさんは、必ず「出稼労働者手帳」を持って就労するようにしてください。

◎ 「出稼労働者手帳」は、次のようなときに必要となる大切なものです。

- ◇就労先の事業主に労働条件の確認を受けるとき。
- ◇賃金未払い内容の確認を受けるとき。
- ◇各地の出稼相談所を利用するとき。

事業主の皆さんへ

労働保健昭和五十二年度確定昭和五十三年度概算保険料申告納付を次のとおり行ないます。

日 時 四月二十五日(火)
午後一時～三時

場 所 鹿部商工会
持参するもの
イ、申告書
ロ、保険料
ハ、事業主の印鑑

二、賃金台帳(五十二年四月～五十三年三月までの分)又は建設業にかかる工事契約書、工事台帳(前記期間に終了した工事分)

あ ら ま し

北海道内の皆さんが季節移動（出かせぎ）労働者として就職される場合、安心して就労することができるよう、「社団法人北海道季節移動労働者福祉協会」と共栄火災海上保険相互会社とが契約を締結し、季節移動（出かせぎ）労働者傷害保険を実施いたしております。

あなたと、あなたの家族の安心のために、出かける前にぜひこの保険に加入されるようおすすめします。

この保険の特典は……

この保険に加入しますと、別表による保険金額五十万円、加入月数八ヵ月を限度として、これに相当する保険掛金の三十％を道より補助が受けられます。
なお、村においても道と同額の補助が行なわれますと、保険金額五十万円、加入月数八ヵ月の場合

季節移動（出かせぎ）

労働者傷害保険

のご案内

は本人の負担は保険掛金の四十％程度ですむこととなります。詳しいことは最寄りの公共職業安定所、各支庁商工労働課、役場民生課におたずねください。

この保険の内容は……

一、この保険で担保される危険
あなたが、季節移動（出かせぎ）労働期間中に事故によって傷害を被られたり、不幸にして亡くなられた場合に払われます。
二、保険加入対象者
道内に住所のある季節移動（出かせぎ）労働者
三、加入方法
役場民生課で受け付けます。「加入依頼書」に所要事項を記入し、所定の保険料金を添えて申し込んでください。
加入依頼書は受け付け先に備付けてあります。
四、保険金額
一名につき五十万円以上五十万円さきまで三百万円まで加入できます。

五、保険期間
季節移動（出かせぎ）労働期間に応じ、一ヵ月以上一年以内の範囲内で任意に定められます。
六、支払保険金の内容
（一）、死亡保険金
事故の日から百八十日以内にその傷害がもとで死亡されたときは、保険金額の全額が支払われます。

（二）、後遺障害保険金
事故の日から百八十日以内に、その傷害がもとで後遺障害が生じたときは、その程度に応じた保険金額の所定の割合が支払われます。

（三）、医療保険金
医師の治療を受けた場合、平常の生活もしくは業務ができるまでの間、次の医療保険

（四）、通院の場合
保険金額の千分の一が支払われます。（九日が限度）
（五）、入院の場合
保険金額の千分の一・五が支払われます。（百八十日が限度）
（六）、通院の場合
保険金額の千分の一が支払われます。（九日が限度）
（七）、入院の場合
保険金額の千分の一・五が支払われます。（百八十日が限度）



傷害保険掛金表（料率）

死亡及び後遺障害ならびに、けがの場合

（単位：円）

就業月数 保険金額	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
50万円	280	560	840	1,120	1,400	1,680	1,960	2,240	2,520	2,800	3,080	3,360
100	560	1,120	1,680	2,240	2,800	3,360	3,920	4,480	5,040	5,600	6,160	6,720
150	840	1,680	2,520	3,360	4,200	5,040	5,880	6,720	7,560	8,400	9,240	10,080
200	1,120	2,240	3,360	4,480	5,600	6,720	7,840	8,960	10,080	11,200	12,320	13,440
250	1,400	2,800	4,200	5,600	7,000	8,400	9,800	11,200	12,600	14,000	15,400	16,800
300	1,680	3,360	5,040	6,720	8,400	10,080	11,760	13,440	15,120	16,800	18,480	20,160

（注）市町村が道と同額補助の場合

補助限度額

保険金額50万円、加入月数8ヵ月、

保険料2,240円

保険料 2,240円

道 補 672円

市町村補 672円

個人負担 896円

八、事故通知
保険事故が発生したときは、事故の日から三十日以内に共栄火災海上保険相互会社に文書（所定のハガキ）で通知してください。
九、その他
通知のない場合は、保険金の支払われなことがありません。
この制度による保険金は、労災保険、国民健康保険、自賠責など他の保険給付とは関係なく支払われます。

七、免責（保険金の支払われない主な場合）
（一）、故意による場合
（二）、自殺、地震などによる場合
（三）、脳疾患、疾病、心神喪失などによる場合
八、事故通知
保険事故が発生したときは、事故の日から三十日以内に共栄火災海上保険相互会社に文書（所定のハガキ）で通知してください。
九、その他
通知のない場合は、保険金の支払われなことがありません。
この制度による保険金は、労災保険、国民健康保険、自賠責など他の保険給付とは関係なく支払われます。

全国統一標語

火の始末山に来るたび歩くたび

緑の山を大切に
きまりを守って
楽しいレジャー

新鮮な緑を求めて山にあらがれるシーズンとなりましたが、緑の資源を山火事から守るために、次のことに注意して山に入ってください。

- 一、入林者は必ず正規の手続きをとってから山に入りましょう（入林証）
- 二、入林者は必ずタバコの吸がら入れを携行し火気には十分注意しましょう。
- 三、乗用車で入林する方は窓から吸がら、マッチをなげないようにしましょう。
- 四、山ではたき火をしないようにしましょう。
- 五、山には巡視員がいますから入林証を見せるようにしましょう。
- 六、入林者は必ず気象状況に気をつけて、異常乾燥注意報が発令されたときは入林を中止するようしましょう。
- 七、森林はみんなのもので、樹木をいために緑を大切にしましょう。



○運動の重点

- ・歩行者、自転車利用者、特に子供と老人を交通事故から守る。
- ・無謀運転を地域、職域から出さない。
- ・シートベルトの着用を徹底する。
- ・夜光反射材の着用を普及する。



雪が解けて、道路の状態が良くなる、ついスピードを出したくなるものです。片側一車線での追越や、カーブでのスピードの出過ぎは絶対やめましょう。小さいお子さんは、車の恐しさや、道路の危険なことがわかりません。小さいお子さんを連れて街を歩るときは、お子さんの手首

春の交通安全道民総ぐるみ運動

をしっかりと握って歩きましょう。小学校や幼稚園に入るお子さんには、道路の安全な通行を体で覚えさせる必要があります。

お父さん、お母さんは、入学、入園先にお子さんと一緒に歩いて、道路の安全な歩き方をよく教えるようにして下さい。

又春になると、自転車の利用が急が増えるため、自転車事故も多くなります。自転車に乗る時は、左側を一例になり、右左折のときは合図をして曲がります。夜間は必ずライトをつけましょう。

「待ちどおしかつた春が交通事故で、一瞬にして暗転……」

そんな家庭が、毎年必ずたくさんです。あなたの家庭は大丈夫ですか……楽しい春は、まずあなたの家族の交通安全から、やってくるのです。

〔新入学、新入園児童を交通事故から守ろう!〕

お母さん!!

新入学の子供や、幼児を、交通事故から守るためには、お母さんのしっかりした保護と、しつけが何よりも大切です。「車に気がつけて」という言葉をくり返すだけでなく、実際に正しい横断の仕方などをしっかり指導すると共に、お母さん自身が良い手本を示すことが大切です。

『使う火を消すまで離すな 目と心』

火災予防運動

春の

四月二〇日 — 五月九日

ていることは新聞、テレビなどでもご存知のとおりです。

火災は予期せぬいろいろな条件がからみ合って発生します。

家庭での防火対策を、今一度総点検してみましょう。

◎無届けによる火入れはやめましよう

例年今の時期には、無届けで畑や山林で火を入れる人が多くあります。異常乾燥注意報や警報が出ていても、知らぬ顔で火入れをしている人達が多くあります。山林、畑での火入れは役場産業課又は、鹿部消防支署に届けましょう。火入れ届けを出したといっても、その日の風の状態、注意報、警報が出ている時には中止させていただきます。

◎子供の火遊びはやめましよう

子供の火遊びが原因での火災発生も多くあります。子供の手の届くところ、目のつくところにマッチやライターを置かないようにしましょう。

◎寝てからの一ぷくはやめましよう

タバコが原因の火事も多く発生しています。寝てからの床の中

での一ぷくは絶対にやめましよう。又、寝る前の火元の確認、外出前の火元の点検はぜひやりますましよう。

◎一家庭に消火器のそなえを。

どんな大火災でも、最初の発見が早ければ、コップ一杯の水でも防ぐことができます。

一家庭に消火器一本のそなえがあれば、火災を未然に防ぐことができます。この機会にぜひ一本の消火器を備えたいものです。消火器は目のつきやすい場所にとりつけましよう。

◎職場ぐるみ、町内ぐるみの防火対策をすすめよう。

職場単位、町内会単位で自分達の職場から、町内から、家庭から火を出させない運動の組織づくりにご協力下さい。

特に町内ぐるみで、町内会組織の中に防火部などを設け、自主的な火災予防運動を行なうなど積極的なご協力をお願いいたします。

◎「火災は人災、守るはあなた」です。「火事と救急はすぐ一一九番で」



煙突掃除などの奉仕（鹿部消防支署職員）

『独居老人の焼死者をなくしよう』

昨年に引続き、今年に入っている道内での火災は、うなぎのぼりに発生しております。

なくしよう

焼死者の多くは、老人、幼児などが占めており、鹿部消防支署では、「独居老人」に重点をおき、一人ぐらし、二人ぐらしの老人世帯を対象に、去る二月十三日より

一週間、査察を実施、その場で何でもやろう」と、煙筒掃除や、支柱のとりかえなどを非番の職員らが中心となつて行ないました。老人家庭の中では、煙筒掃除ができなくて困っていました。これで安心しました」と喜んでくれました。（写真は北海道新聞支局提供）



健康相談日程表

実施場所 鹿部中央公民館			実施場所 宮浜生活館		
毎月第2金曜日	時間	項目	毎月第4金曜日	時間	項目
4月14日	1時～4時		4月28日	10時～4時	
5月12日	"	貧血検査	5月26日	"	股関節検診
6月9日	"		6月23日	"	
7月14日	"	貧血検査	7月28日	"	股関節検診
8月11日	"		8月25日	"	
9月8日	"	貧血検査	9月22日	"	股関節検診
10月13日	"		10月27日	"	
11月10日	10時～3時	貧血検査	11月24日	10時～3時	股関節検診
12月8日	"		12月22日	"	
1月12日	"	貧血検査	1月26日	"	股関節検診
2月9日	"		2月23日	"	
3月9日	"	貧血検査	3月23日	"	股関節検診

健康相談のお知らせ

◎妊婦：医師の診察、各検査血液、尿、血圧、貧血)後、母子健康手帳も当日発行いたします。

※非課税世帯の妊婦さんには牛乳の無償支給をしておりますので早目に受診して下さい。

◎乳幼児：身体測定、離乳食相談、病気の相談、股関節検診、その他遠慮なくおいで下さい。

海上保安学校 学生募集

人事院と海上保安庁では次の要領で海上保安学校の学生(航海・機関・主計課程)約100名を募集します。

△受験資格
昭和29年4月2日以降生れの男子で高校卒以上。

道楽一家 工藤恒美



△受付期間

入学願書を4月24日(月)から一管本部、函館、釧路海上保安部で受け付け(締切は五月一日(月))

△試験日

第1次試験 6月11日(日)(教養・作文試験)

第2次試験 7月24日(月)(人物試験・身体検査・身体測定・体力検査)

△試験地

小樽市、函館市、釧路市、旭川市
△合格者の発表
第1次試験合格者発表 7月15日(土)

最終合格者発表 8月25日(金)
採用 年月 日 10月1日(土)

昭和53政度春期 海難防止強調月間について

春の到来とともに、沿岸漁業も

活発化し、それにより海難多発の傾向にあり本年も2月末現在すでに11名の死亡、行方不明者が発生しております。で「春期海難防止強調月間」を設定し海難防止を積極的に進めますので、海難事故の絶無を期すよう漁業に従事する皆様は、十分なる注意を払い操業して下さい。

出漁に際しての心構え

- 1、集団操業の実行と積み過ぎ防止
- 2、出港前のならし運転と入港時の各部のチェック
- 3、救命具の設置
- 4、気象情報の入手と的確な判断
- 5、海上安全作業衣の着用励行

●強調期間●
昭和53年4月17日～5月16日まで

青木一雄

(NHKチーフアナウンサー)

講演会

とき 五月八日(月)午後六時
ところ 中央公民館大ホール



役場職員互助会、漁協職員親和会共催で職場の職員研修として今回、東京からNHKアナウンサーとして活躍中である青木一雄氏を招き講演会を開催することになりましたので御来館下さい。尚、入場料は無料です。

演題 「職場における人間関係」